

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 これまでの対応

- 1月7日 県医師会等（3団体）へ注意喚起文書の発出
- 1月17日 ホームページで県民へ注意喚起（手洗い、マスク着用等、感染症対策の徹底）
- 1月21日 県感染症対策専門委員会を開催
- 1月24日 生活衛生同業組合（15団体）へ注意喚起文書の発出
- 1月27日 政府の1/28付の「指定感染症」指定方針を受け、庁内連絡会議を開催
- 1月28日 近畿圏内（奈良県）での患者発生を受け、警戒本部を設置
- 1月29日 健康科学研究所における検査体制の整備
集客施設に係る関係団体へ注意喚起文書の発出
県庁、健康福祉事務所に県民相談窓口を設置*
- 1月30日 「指定感染症」に定める通知の発出（県医師会等団体、市町）
新型インフルエンザ有識者会議の開催（WHO 神戸センターからの情報提供等）
- 1月31日 県庁、ひょうご・神戸経営相談センターに経営等相談窓口を設置
- 2月3日 保育所等への注意喚起文書の発出
- 2月5日 児童福祉施設等への注意喚起文書の発出
- 2月7日 帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所）の設置
帰国者・接触者外来の設置
- 2月10日 高齢者施設等への注意喚起文書の発出
警戒本部会議（第1回）の開催
- 2月14日 帰国者・接触者外来の設備整備補助の実施
- 2月17日 厚生労働省通知によるPCR検査対象者の拡大
- 2月18日 マスクの帰国者・接触者外来への優先した供給依頼の通知
- 2月20日 警戒本会議（第2回）の開催
- 2月23日 ダイヤモンド・プリンセス号下船者への健康フォローアップの開始
- 2月25日 警戒本会議（第3回）の開催
- 2月28日 PCR検査実施件数のホームページ掲載及び記者発表（毎週月曜日更新）
コールセンター（県民相談窓口）設置

2 今後の対応（県内での患者発生時）

(1) 対策本部（本部長：知事）の設置

(2) 新型コロナウイルス関連情報の提供

- ・ホームページ、SNS等による情報提供（手洗いの励行、咳エチケット等）
- ・市町、医療機関、関係団体（旅館ホテル生活同業組合等）への情報提供

(3) 感染拡大の防止

- ・濃厚接触者への健康調査・保健指導
- ・一般医療機関における院内感染対策の強化
- ・検査体制の強化

〔参考〕新型コロナウイルス感染症に対応する第2種感染症指定医療機関（9病院）

- ①神戸市立医療センター中央市民病院 ②県立尼崎総合医療センター ③県立加古川医療センター
 ④市立加西病院 ⑤姫路赤十字病院 ⑥赤穂市民病院 ⑦公立豊岡病院組合立豊岡病院
 ⑧県立丹波医療センター ⑨県立淡路医療センター

* 県民相談窓口への相談件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	2/3 (月)	2/4 (火)	2/5 (水)	2/6 (木)	2/7 (金)	2/8 (土)
疾病対策課	4	34	53	70	82	43	23	34	30	33	14
健康福祉 事務所	66	93	163	—	—	93	74	65	63	63	—
合 計	70	127	216	70	82	136	97	99	93	96	14

	2/9 (日)	2/10 (月)	2/11 (火)	2/12 (水)	2/13 (木)	2/14 (金)	2/15 (土)	2/16 (日)	2/17 (月)	2/18 (火)	2/19 (水)
疾病対策課	9	28	8	29	16	48	52	71	72	76	57
健康福祉 事務所	—	43	—	35	26	80	—	—	141	163	113
合 計	9	71	8	64	42	128	52	71	213	239	170

	2/20 (木)	2/21 (金)	2/22 (土)	2/23 (日)	2/24 (月)	2/25 (火)	2/26 (水)	計
疾病対策課	56	73	58	65	78	131	131	1,478
健康福祉 事務所	133	127	—	—	—	278	256	2,075
合 計	189	200	58	65	78	409	387	3,553

※主な相談内容：新型コロナウイルス感染症への不安、医療機関の受診に関する相談 等

令和2年2月28日

知事メッセージ

現時点で県内において患者の発生はありませんが、国内の複数地域で多数の患者が発生しており、国が示すとおり、まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期です。

県では「警戒本部」を立ち上げ、検査・医療体制の整備や相談窓口の設置等を行っており、引き続き、県民の皆様の安全を最優先に、感染拡大防止に全力で取り組みます。

特に、政府からの要請に基づき対策を強化することとします。(別紙参照)

1. 医療・検査態勢については、専門外来、ベッドの確保、医師会との連携、民間病院との連携などを行います
2. 県立学校については、当面2週間臨時休業等をします
小中私立学校等についても要請します
なお、保育所・幼稚園等は除きます
3. 県民の皆様へのお願い
 - (1) 手洗いや咳エチケットを徹底し、発熱等の風邪症状がみられる場合は、外出を自粛してください。
 - (2) 新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、医療機関を受診する前に、帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）へ相談してください。
 - (3) 高齢者施設など社会福祉施設におかれては、施設内の感染症対策を徹底してください。
 - (4) 企業におかれては、感染者との接触機会を減らす観点から、テレワークや時差出勤を検討してください。
 - (5) イベント等の開催については、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、その必要性を改めて検討してください。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症についてご不明な点等があれば、県が設置している、24時間体制で相談を受け付けるコールセンター（相談窓口 078-362-9980）にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に係る主な対策

区 分	対 策
検査・医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易陰圧装置設置支援による入院病床の確保 (全県で154床を確保) ・帰国者・接触者外来の設置支援(感染症指定病院を含む 40カ所) ・民間医療機関との連携 ・医療用マスク、手袋等の確保(関係団体へ要請) ・検査試薬の追加購入(県立健康科学研究所)
相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応コールセンター(相談窓口)の設置 ・インターネット等を活用した情報提供 ・帰国者・接触者相談センターの設置
学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、各種専修 学校等の臨時休業(3月3日(火)から2週間程度(3 月15日))の要請 ・卒業式(特別支援学校等)は当面延期を要請 ・県立学校の高校受験は予定どおり実施 ・保育所・幼稚園等は除く
社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、会場の状況等を踏まえて主催者が決定(新 型インフルエンザ時の対応に準ずる)
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症防止対策徹底の注意喚起 (施設利用者及び職員の健康管理を含む)

区 分	対 策
企 業	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤、テレワーク等の活用を要請 ・新型コロナウイルス対策貸付 ・金融対策特別相談窓口の設置 (県地域金融室/ひょうご・神戸経営相談センター)
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、会場の状況等を踏まえ、不特定多数の者の集う開催を自粛・要請 ・発熱等、風邪症状が見られる場合の外出自粛の要請 ・施設管理者への消毒液設置など感染防止措置の徹底 ・施設利用者への手洗いや咳エチケットの徹底

※明朝体は実施中

(参考)

令和2年2月28日

新型コロナウイルス感染対策本部における総理発言を受けた対応について

2月27日、安倍首相から、子どもたちの健康・安全を第一に考え、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、来週3月2日（月）から全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請された。

○本県の対応

《県立学校における対応について》

県立高等学校、特別支援学校、中等教育学校、県立大学附属中学校・高等学校において3月3日（火）から当面2週間（3月15日（日）まで）臨時休業とする。

《兵庫県公立高等学校入学者選抜の実施について》

3月12日（木）に予定通り実施する。マスクの着用、アルコール消毒液の設置等を行い感染防止に努める。

《県立学校の卒業式の実施について》

3月実施予定の県立学校34校（176校中142校実施済み）については、臨時休業期間中は実施しない。（休業明けまたは春休み中での実施を検討）

《市町教育委員会への対応について》

本県の対応を踏まえた同様の対応を市町教育委員会へ依頼